

平成 30 年度事業計画

平成 30 年度シルバー人材センターに対する国の補助金は、9 年前の「事業仕分け」により、大幅に減額される前の状況まで増額されたものの、新たな事業に取り組まなければ補助金の増額が望めない現状に加え、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢法）」や労働者派遣法等の改正により、法令順守（コンプライアンス）や適正就業ガイドラインに沿った事業運営等が求められ、シルバー人材センターを取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。

国の「一億総活躍社会」の実現に向け、当センターにおきましても引き続き取り組みを進めるとともに、全国的な課題となっている会員数の減少や女性会員の確保等についても早急に対策を講じることが必要となっており、これまで以上に魅力あるシルバー人材センター事業を展開していくことが大切な時期となっております。

平成 30 年度の当センターの事業計画を策定するにあたり、法令順守（コンプライアンス）や適正就業ガイドラインに沿った事業運営につきましては、引き続き、適切な対応を進めるとともに、世界でも類を見ない高齢化の進展に対処するため、介護予防・日常生活支援総合事業や子育て支援サービスを支える多様な人材の確保が急務となっており、会員の増強とりわけ女性会員の入会促進・勧誘活動の強化に努めます。

また、平成 30 年度は、第 5 次中長期計画（平成 30～32 年度）の初年度とな

ることから、計画期間内の目標達成に向け、円滑な事業運営を図ることはもちろんのこと「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の豊富な知識と経験を生かし、親切・丁寧なサービスを提供できるように努め、会員及び役職員が一丸となり次の事業に取り組んでまいります。

1 就業機会の確保・拡大

就業機会を確保・拡大するため、就業機会創出員を中心に積極的に就業開拓を進めるとともに独自事業の推進に努めます。

- (1) 高齢者世帯が増加していることから、こうしたニーズに対応できるように家事援助事業や単発事業を推進します。
- (2) 公共機関へ随意契約や指定管理者制度への参画など積極的な受託事業拡大に努めます。
- (3) 臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業で「適正ガイドライン」に沿った請負・委任事業、労働者派遣事業、職業紹介事業を推進します。
- (4) 新事業の「空き家・空き地管理事業」を推進します。また引き続き「地元野菜の栽培・販売事業」を拡大してまいります。
- (5) 会員の高齢化に伴い、70歳以上の会員が就業可能な就業開拓を進めます。

2 会員の入会促進と普及啓発活動の推進

「人生100年時代」を見据え、生涯現役をサポートする健康で働く意欲のあ

るシルバー世代の更なる入会を促進します。また地元のイベントやボランティアなどに積極的に参加し、交流を深め、広く地域住民へセンター事業を周知し、普及啓発を推進します。

(1) 会員の入会促進

- ① 「1 会員 1 名の会員勧誘運動」の取り組みや会員の配偶者や友人への入会勧誘活動を促進し、「シルバーフェスティバル」や「パネル展」等のイベント会場で入会案内コーナーを設置します。
- ② 会員または会員以外へアンケート調査を行い、入会促進に努めます。
- ③ 地域班長宅に入会説明会ポスターを掲示し、入会促進を推進します。
- ④ 家事援助・子育て支援など女性会員の需要拡大に対応するため、女性会員の入会を促進します。

(2) センター認知度への取り組み

「市政だより」「町内会回覧板」「市役所ロビー電光掲示案内板」「ホームページ」等のあらゆる広告媒体を通じ、センター事業の普及啓発を行います。また、市役所ロビーでの「シルバーパネル展」や街頭での「花の種&ティッシュ」などを配布し、広く一般市民に対し、更なるセンターの認知度を高める活動を推進します。

(3) 会員相互の交流と普及啓発活動

会員のつどいである「シルバーフェスティバル」や地元イベント「河

内音頭まつり」への参加、会報誌「シルバーやお」の配布等を通じ、会員相互の連帯感を深め、広く地域住民へセンター事業の普及啓発活動を推進します。

(4) 地域社会貢献活動

ボランティア班を更に組織・強化し「河川・駅前クリーン作戦」「喫茶ボランティア」や「こども園」「介護・福祉施設」等の慰問ボランティア活動を通じ、地域社会に貢献します。

3 安全就業と健康管理の推進

就業するうえで「会員の安全は、何ものにも優先される」もので、就業中や就業途上における傷害事故が1件でもなくなるよう、健康で安心して働くことができる環境づくりを推進します。

(1) 発生した事故原因の分析を行い、会報誌などで啓発記事を掲載するなど再発防止に努めます。

(2) あらゆる機会を通じて安全就業と健康管理を徹底し、安全意識の高揚を図ります。

(3) 就業先の安全パトロールにより現場の安全指導（特に高所作業）を実施し、新規受注業務については、作業環境の安全性を確認します。

また、7月の全国安全就業強化月間には、重点的にパトロールを実施します。なお、夏場の就業では、熱中症予防のため、水分補給を周知・徹底し

ます。

- (4) 就業途上等における自転車事故防止のために、自転車安全講習会を実施します。また、転倒した場合の頭部保護のために、ヘルメットの着用を推進する購入費用の助成制度の活用を促進します。更に事故の際の相手方への損害賠償に備えるため、自転車賠償保険への加入を促進します。
- (5) 自らの健康管理のため、全ての会員が健康診断を受診するよう「事務局だより」や会報誌「シルバーやお」へ記事を掲載し、多くの会員が参加しやすい「健康ハイキング」を企画・実施し、会員の健康維持に努めます。

4 適正就業の推進

- (1) シルバー人材センターの働き方である臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業で「適正就業ガイドライン」(請負・委任事業、労働者派遣事業、職業紹介事業)に沿った適正な契約・就業を会員及び発注者へ周知・徹底します。
- (2) 適正就業を周知するとともに、ローテーション就業の推進を図ります。
- (3) わかちあい就業の選考基準の明確化と選考会の公平性・公正性の確保に努めます。

5 技能講習会の実施

就業機会の確保や技術向上(スキルアップ)につながる研修会や講習会を実施します。

- (1) 除草（刈払い機）講習会を行います。
- (2) 筆耕（宛名書き・賞状書き）講習会を行います。
- (3) パソコン講習会を行います。
- (4) 家事援助サービスに関する講習会を行います。
- (5) 接遇及び人権に関する研修を行います。
- (6) 自転車安全運転講習会やAED講習会を行います。
- (7) 大阪府シルバー人材センター協議会が主催する技能講習会（高齢者活躍人材育成事業）を活用し、後継者の育成の技能習得に努めます。
- (8) その他会員の資質向上及び技能習得を必要とする講習会を行います。

6 組織体制の強化

- (1) 地域班長は、会員に必要な情報の伝達と会員の意見・要望などをセンターの事業運営に反映できる組織の構築に努めます。
- (2) 「班長のつどい」を開催し、地域班長相互の交流を深め連携を強化します。
- (3) 班長宅に「センター連絡先プレート」や「会員募集ポスター」の掲示し、会員獲得や普及啓発に取り組みます。
- (4) 組織内の連携を強化し、ボランティア活動や普及啓発活動に参加します。

7 効率的なセンター運営と事務局体制の充実

補助金が削減されるなど厳しい状況が見込まれる中、公益社団法人として効率的な事業運営を行うとともに、新たな事業を調査・研究し、自主財源の確

保に努めます。

また、社会情勢の変化に対応できる人材育成のために、様々な研修会に積極的に参加するとともに事務局体制を充実します。

8 関係機関との連携

八尾市をはじめとする関係行政機関や大阪府シルバー人材センター協議会など上部機関と密接な連携を図り、事業活動を円滑に推進します。

9 事務所の整備

センター事務所は建物の老朽化が著しく、同時に事業拡大とともに狭隘になっていることから、事務所建設準備資金積立預金を計画的に積立て、早急に整備・具体化が進むよう、引続き八尾市に対して協議を進めます。